

お取引先 各位

最低賃金額の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では、「国立大学法人東北大学の中小企業者に関する契約の方針」において、清掃等の役務の契約について、契約後に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるものとしています。

つきましては、最低賃金額の改定により、本学と契約締結中の案件に従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しの必要性を検討いたしますので、下記までお申し出ください。

なお、清掃等の役務の入札金額における人件費について、最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についてもあらかじめ考慮した上で入札いただきますようお願いいたします。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>  
東北大学財務部調達課調達第一係  
TEL：022-217-4909・5027・5032  
E-mail: soukatu@grp.tohoku.ac.jp